

令和2年 8月 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和2年8月20日 午後2時00分 日光市役所 大会議室

出席農業委員	11名
	1番 福田絹江 2番 石下富士男 3番 青木 渡 4番 高橋和子
	5番 高橋久美子 6番 江連一彦 7番 田井 哲 8番 柴田美代子
	9番 吉原廣康 10番 星 一徳 11番 増 渕 勝
欠席農業委員	なし
出席推進委員	19名
	12番 川村耕一 13番 渡邊清美 14番 齋藤 薫 15番 福田隆徳
	16番 加藤英利 17番 早川文子 18番 小池 毅 19番 柏木 武
	20番 神山順治 21番 福田重勝 22番 岡部正一郎 23番 八木澤 清
	24番 福田正文 25番 高村 充 27番 谷野三枝 28番 福田登美子
	30番 神山隆治 31番 福田吉男 32番 阿久津正信
欠席推進委員	なし
傍聴人	なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第20号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第21号 農地法第18条（通知）について
- 第5 議案第47号 日光農業振興地域整備計画の重要変更について
- 第6 議案第48号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 第7 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第8 議案第50号 非農地証明願について
- 第9 議案第51号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席農業委員は、11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、19名中19名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

星 一 徳 議 長

ただ今から、令和2年8月 日光市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

沼尾洋克事務局長

（ 議事日程を朗読 ）

- 星 一 徳 議 長 日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名いたしたいと思います。4番高橋和子委員、5番高橋久美子委員のご両名を指名いたします。  
 なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の赤松主幹を指名いたします。
- 星 一 徳 議 長 日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。  
 (「異議なし。」との声あり)  
 異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。  
 それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。
- 星 一 徳 議 長 日程第3、報告第20号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
 (川村光代主任挙手)  
 はい、川村主任お願いします。
- 川 村 光 代 主 任 総会資料1ページから3ページとなります。報告第20号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の5条申請は9件ございました。許可書につきましても9件交付いたしました。譲渡人、譲受人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和2年7月20日。なお、1番、2番、7番及び8番につきましては3,000平方メートル以上の案件という事で、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、特に質問等もなく許可相当との意見をいただいております。許可日及び指令番号につきましては、1番及び2番が令和2年8月1日、日農委指令第5-22号及び23号。3番から6番及び9番につきましては令和2年7月20日日農委指令第5-15号から第19号。7番及び8番については令和2年7月28日日農委指令第5-20号及び21号で許可書を発行しております。以上でございます。
- 星 一 徳 議 長 ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。  
 (「なし。」との声あり)  
 よろしいですか。  
 (「はい。」との声あり)
- 星 一 徳 議 長 それでは次に移ります。  
 日程第4、報告第21号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
 (大島尚美副主幹挙手)  
 はい、大島副主幹お願いします。
- 大 島 尚 美 副 主 幹 報告第21号「農地法第18条(通知)について」ご説明いたします。総会資料は4ページから5ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人、借人の住所、氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。今月は3件全て利用権の解約になり、農業委員会扱いに関する案件となります。以上ご報告いたします。
- 星 一 徳 議 長 はい、ありがとうございます。報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。  
 (「なし。」との声あり)

よろしいですか。  
( 「はい。」との声あり )

星 一 徳 議 長

それでは次に移ります。

日程第5、議案第47号「日光農業振興地域整備計画の重要変更について」を議題といたします。今月の現地調査は鳥獣害対策部会が担当しております。青木部会長から全体説明をお願いします。

( 青木渡農業委員挙手 )

青 木 渡 農 業 委 員

はい、青木部会長。

今月の現地調査は鳥獣害対策部会が担当いたしました。なお、案件は今市地区が9件、足尾地区が1件です。現地調査は8月18日に2班体制で実施いたしました。第1班は福田絹江副部会長、柏木武委員、八木澤清委員、星会長、事務局からは沼尾事務局長、川村主任です。第2班は青木、福田隆徳委員、福田吉男委員、事務局からは赤松係長、小柳副主幹です。なお、報告者は議案第47号「日光農業振興地域整備計画の重要変更について」の1番、2番を福田隆徳委員、3番、4番を福田吉男委員、議案第48号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を事務局、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を八木澤清委員、2番を柏木武委員、議案第50号「非農地証明願について」の1番を私、2番、3番を八木澤清委員、4番を柏木武委員、以上の委員が報告いたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。それでは、番号1番について委員の報告をお願いいたします。

( 福田隆徳推進委員挙手 )

福 田 隆 徳 推 進 委 員

はい、福田隆徳推進委員。

私は、議案第47号「日光農業振興地域整備計画の重要変更について」の1番を担当いたしました。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は、日光市木和田島地内において一般住宅を目的とした農振除外申請です。位置図ですが、今市消防大沢分署から南東へ800メートルの場所です。今市消防署大沢分署から猪倉方面に800メートルほど進み、左折して100メートル進んだ左手が申請地です。登記簿地目は山林、現況は田です。周囲の状況ですが、北側は宅地、東側は道路、南側及び西側は水田です。現地には申請人及び行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅に利用する計画で杭打ちがされておりました。申請人は現在アパートに住んでいますが、子供が生まれて手狭になってきたため、一般住宅を新築し、実家の農業を手伝いながら兼業農家をするという事で、敷地内に86.12平方メートルの平屋建て住宅と車両駐車スペースを設ける計画です。汚水・雑排水は合併浄化槽に接続し敷地内処理をします。雨水は自然浸透処理をします。給水は市水道を利用します。資金面は住宅ローンで賄うという事です。以上の事から周りに及ぼす影響はないと考えますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について青木部会長から報告願います。

( 青木渡農業委員挙手 )

青 木 渡 農 業 委 員

はい、青木部会長。

はい、ただいま報告があったように、長男が住むという事で何ら問題は無いと考えますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

田井哲農業委員  
星一徳議長

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番については、原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

( 福田隆徳推進委員挙手 )

はい、福田隆徳推進委員。

福田隆徳推進委員

私は、議案第47号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市木和田島地内において、農家住宅を目的とした農振除外申請です。申請人及び申請地等は申請のとおりです。申請地は猪倉小学校から西へ約1.7キロメートルに位置します。今市消防署大沢分署から市道を猪倉方面に約600メートル進み、右折して1キロメートルほど進み、右折して70メートルの所が申請地です。登記簿地目及び現況共に田です。周囲の状況は北側が宅地、東側は宅地と赤道、西側は農地、南側は市道です。現地には申請人及び所有者並びに行政書士が立ち会いました。申請地を農家住宅にする計画で杭打ちがされておりました。現地は水稲が作付けされておりました。申請人が婚姻するに当たり、実家両親の営農を手伝うため同居を予定しておりましたが、家屋の老朽化が激しく建て替えが必要となりました。しかし祖母が建て替え反対のため同居を断念し、隣接地に農家住宅を建築したく申請するものです。申請者は新規就農者の方で、現在こちらのハウスでイチゴを栽培しています。敷地内に建築面積105.54平方メートルの平屋建て住宅と駐車スペース及びイチゴの種苗用ビニールハウス1棟を設ける計画です。建築許可を申請するにあたり、現在乗り入れ道路が2メートル50センチメートルしかありませんので、最低基準が4メートルなのですが、3メートル広げて、5メートル50センチメートルにするという事です。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理をするため、近くの水利組合に許可申請を出して承諾を得たということです。雨水は敷地内浸透処理とします。給水は市水道を利用します。資金面は、自己資金及び借入金で賄う予定となっております。以上の事から周りに及ぼす影響はないと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について青木部会長から報告願います。

( 青木渡農業委員挙手 )

はい、青木部会長。

青木渡農業委員

はい、面積が987平米という事で多いため、部会としては分筆して新規就農等の部分を農家住宅、進入路、育苗ハウスに分筆計上して申請するようとの見解で意見がまとまりましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳議長

事務局で補足が入るのであればお願いします。

( 川村光代主任挙手 )

はい、川村主任。

川村光代主任

面積が大きいのですが、この方は親とは別に営農を進めておりまして、生計を一にしておりません。申請人は新たに農家住宅を設ける計画であります。その際、農業委員会の意見書といたしまして、宅地、進入路及び育苗ハウスの面積について明確にされたい旨の意見書を一緒に添えて提出したいと考えております。以上です。

星 一 徳 議 長 提出は農林課ですよね。農林課の農振除外について進入路部分の求積とイチゴの育苗ハウスの面積を明確にしてくださいという事ですね。

川 村 光 代 主 任  
星 一 徳 議 長 はい。  
このようなことを踏まえまして、部会以外の委員の方からご意見等があればお受けいたします。  
(「なし。」との声あり)  
それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員  
星 一 徳 議 長 ございません。  
それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番については、原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
( 挙手全員 )  
挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長 続きます、番号3番について担当委員の報告を求めます。  
( 福田吉男推進委員挙手 )  
はい、福田吉男推進委員。

福 田 吉 男 推 進 委 員 私 は、議案第47号の3番を担当いたしました。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は、日光市小倉地内において一般住宅を目的とした農振除外をする案件です。落合東小学校から南西へ約600メートルに位置します。落合東小学校から市道を小倉方面に進み、上小倉橋を渡り、約400メートル進んだ左手が申請地です。登記簿地目及び現況共に畑です。周囲の状況は北側が宅地、東側は畑、西側は道路と山林、南側は畑です。申請人は、現在妻と子供の3人でアパートに住んでいますが、子供の成長とともに手狭なため一般住宅を新築したく申請するものです。敷地内に建築面積65.60平米の2階建て住宅、物置及び車両スペースを設ける計画です。申請地にはプレハブの物置が設置してあったため詫び状が提出されております。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理とします。給水は公共の上水道を利用します。以上の事から周りに及ぼす影響はないと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について青木部会長から報告願います。  
( 青木渡農業委員挙手 )  
はい、青木部会長。

青 木 渡 農 業 委 員 ただいまの説明のとおり、長男が戻って来て新築住宅を建てるということなので問題はないと思いますが、このプレハブについては詫び状が提出されたという事で聞いておりますので、部会においても問題はないのではないかとという見解ですので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長 報告及び現地調査後の部会報告が終わりました。担当部会以外の委員の方のご意見等がございましたらお受けいたします。提出された詫び状とはどのようなものですか。プレハブは基礎構造物ではないので大丈夫なのではないですか。  
( 川村光代主任挙手 )

川 村 光 代 主 任 読み上げます。「今般、土地の農用区域の変更申出を行うに際し、貴職より予定地内に許可を得ていない建物があるとご指摘を受けました。この建物は、昭和59年当時、現在ある市道造設の際、道路予定地にあったことで障害になるため移設したものでした。以上の事から違法とは知らなかったとはいえ今回を機会に撤去しますので、お許し願いたくお詫び申し上げます。」以上です。

星 一 徳 議 長 農振除外申請のため始末書は入れられないという事ですね。

川村光代主任  
星一徳議長

はい。

5条は始末書ですが、農振農用地に違法な建物はないという事ですね。今回農林課で受けていますので、考え方として始末書はありえないという事です。これが5条申請として農業委員会の窓口で申請を受ける場合は始末書になるという事です。このような内容なのでよろしいですか。それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員  
星一徳議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番については、原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号3番は原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

( 福田吉男推進委員挙手 )

はい、福田吉男推進委員。

福田吉男推進委員

私は、議案第47号の4番を担当いたしました。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は、日光市猪倉地内において、工場兼倉庫を目的とした農振除外申請です。申請地は猪倉小学校から北西約500メートルの場所に位置します。猪倉小学校から市道を北西に約400メートル進み、右折して60メートル進み、左折したところが申請地です。周囲の状況ですが、北側は山林、東側は農地、南側は山林と宅地、西側は山林と農地です。現地には工事の関係者2名の方が立ち会いました。申請理由は、事業の拡大に伴い在庫量も3倍に増加したため、既存施設だけでは間に合わずやむなく県内外数か所に倉庫を賃借して対応してきましたが、今般、外部倉庫の集約・パブリック事業等の施設を既存施設に集約し効率化を図るため、隣接地に工場兼倉庫を建築するものです。総事業費29億円は、自己資金及び借入金で賄う予定となっております。今回の申請地は、事業箇所の一部になります。他の事業箇所の主な地目は山林で、この他に幾つか農地もあります。現在こちらに用水路がありますが、大雨を想定してカルバートボックスにして、こちらに調整池を造る予定です。以上の事から周りに及ぼす影響はないと考えますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。以上です。

星一徳議長

ありがとうございました。ここに道路も付けたのですね。丁度真ん中を通っていて市道を跨ぎ右左ですね。この会社は主に何を作っているのですか。

田井哲農業委員

ドアノブやフェンス、コンビニのオープン冷蔵庫などいろいろ作っていますが、今は新型コロナウイルス感染予防のアクリルシートも作っています。この会社は、現在各地に倉庫を借りていますが、今回この場所に纏めるという事です。

星一徳議長

ありがとうございます。それではいろいろ議論が尽くされ、考証部会からも意見をいただきましたので、質疑を終結し採決を行ってよろしいですか。この後、農業委員会に申請が出ますので、また宜しくお願いいたします。

( 「はい。」の声あり )

それでは採決を行います。番号4番については、原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号4番は原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

星一徳議長

日程第6、議案第48号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更

申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 川村光代主任挙手 )

川村光代主任

はい、川村主任。

議案第48号「農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更について」ご説明申し上げます。総会資料7ページをお開きください。この案件は、日光市明神地内におきまして、農地改良を目的として平成29年10月31日に一時転用許可を受けた案件でございます。位置図ですが、申請地は東武日光線明神駅から北へ約2キロメートルに位置しております。案内図です。国道121号線日光街道の十石坂から市道室瀬～小代線に入り約100メートル進んだ左手に申請地があります。こちらの写真は8月4日に事務局で撮影したものです。申請理由ですが、面積は14,045平米のところ、盛り土工事を委託していた建設会社で、予定していた建設工事の延期により建設残土が発生しなくなったため、計画期間内では当初予定していた高さにできないことから一時転用の期間を1年4か月延長したく今回申請に至りました。以上です。

星一徳議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。ここで委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 「なし。」の声あり )

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星一徳議長

それでは質疑を終結し採決を行います。番号1番については、この原案のとおり『変更妥当』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、4条番号1番は、この原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

星一徳議長

続きまして、日程第7、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。はじめに、番号1番について担当委員の報告を求めます。

( 八木澤清推進委員挙手 )

はい、八木澤清推進委員お願いします。

八木澤清推進委員

私は、議案第49号の番号1番を担当いたしました。本申請は、日光市足尾地内において、資材置場及び駐車場を目的とした5条申請です。譲渡人、譲受人及び申請地は申請のとおりです。位置図による説明です。申請地は足尾地内間藤駅から北東約1.2キロメートルに位置します。国道122号線から足尾方面に800メートルほど入った右側です。登記簿地目及び現況は4筆とも畑です。周囲の状況は、東側が宅地と畑、西側が山林、南側が宅地と道路、北側が山林です。現地には譲渡人が立ち会いました。申請地を資材置場及び駐車場敷地として利用する計画で杭打ちがしてありました。給配水はございません。雨水は敷地内浸透処理いたします。こちらが北側の梅や柿が植えてあるところですが、手前の南側は砂利敷きになっておりましたので始末書が添付されております。周りの地主からは承諾を受けているとの事です。以上の事から周りに及ぼす影響はないものと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について青木部会長から報告願います。

( 青木渡農業委員挙手 )

はい、青木部会長お願いいたします。

周りの方から承諾を得ており、砂利敷きをした事に関しては始末書が提出

青木渡農業委員 されていますので、何ら問題は無いものと考えます。ご審議の程よろしく願  
 星一徳議長 います。報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。鳥獣害対策部会以外の委  
 員の方からご意見等がありましたらお受けいたします。事務局から何か説明が  
 ありますか。  
 (川村光代主任挙手)  
 はい、川村主任。  
 川村光代主任 この案件は以前3条で出てきた案件ですが、農地を農地として購入したいと  
 という案件でした。事務局窓口で何度か相談した結果、イノシシが出て作物は植  
 えられないという事でしたので、梅や柿の木を植えて樹園として売買できるの  
 ではないですかと話しをして梅まで植えていただいたのですが、実際その時の  
 3条申請時に現地を見る限りでは農地として全く使えない状態でした。始末書  
 にも書いてありますが、すぐ後ろが山でイノシシが出るのでとても農作物を耕  
 作出来ない状態だという事で、この方は3条申請を取り下げて暫く期間があっ  
 たのですが、電気屋を営んでおり近くに営業所もあるので、今回駐車場と電気  
 業の資材置き場として使いたいという事で5条転用の申請が上がってまいりま  
 した。確かにイノシシ対策のために当時砂利を敷いてしまったという事で始末  
 書が添付されております。  
 星一徳議長 3条申請の時、この現場を見てくれた委員はいらっしゃいますか。  
 (小池毅推進委員挙手)  
 見ました。どう見ても3条は無理な状態でした。  
 小池毅推進委員 その時、この状態では無理なので5条申請にしてはどうかと指導して、本人  
 星一徳議長 も了解したのですよね。神山推進委員、付近はここしか農地はないのですか。  
 (神山隆治推進委員挙手)  
 神山隆治推進委員 実際に作っているところはないです。農地として少しはありますが耕作はほ  
 ぼ無理なので荒廃農地になっています。  
 星一徳議長 そんな状況でイノシシ被害は凄かったです。ほかにご意見等がございましたら  
 お受けいたします。  
 (「なし。」の声あり)  
 それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何か  
 ございますか。  
 田井哲農業委員 ございません。  
 星一徳議長 それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番については、この原案の  
 とおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
 (挙手全員)  
 挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許可』す  
 ることに決しました。  
 星一徳議長 続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。  
 (柏木武推進委員挙手)  
 はい、柏木武推進委員。  
 柏木武推進委員 私は、議案第49号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市千本木地  
 内において賃貸借により資材置場として転用する5条申請です。貸し人、借り  
 人及び申請地等は申請のとおりです。申請地は日光市役所から南西へ約1.2  
 キロメートルに位置します。日光市役所から東原中学校方面に進み、中学校か  
 らさらに進み、突き当りを右折して600メートルほど進み、左折して約10  
 0メートルのところが申請地です。登記簿地目は畑、現況は田です。周囲の状  
 況は南側と東側が道路、北側は田、西側は畑となっていますが水稻が植えてあ  
 りました。現地には行政書士が立ち会いました。借主は日光市今市地域に本店

を置く建築工事業社で、昭和52年に設立した資本金6,000万円の株式会社です。現在2か所ほど資材置場として利用していますが、近年の事業に伴い手狭で困窮し業務に支障をきたしているため、今般申請地を借り受け資材置場として利用したく申請するものです。敷地内に通路と道路工事に必要な碎石置き場、砂置場等を設けます。なお、こちらに砂利を敷いてコンクリートで囲む予定です。給排水はありません。雨水については敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理いたします。以上の事から周りに及ぼす影響はないものと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について青木部会長から報告願います。

( 青木渡農業委員挙手 )

はい、青木渡部会長。

青 木 渡 農 業 委 員

ただいま説明のあったとおり、周りに及ぼす影響はないものと考えます。転用可能という部会の意見でありますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ほかの部会の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

田 井 哲 農 業 委 員

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

この業者は砂利置き場が不足しているようです。あちこちに砂利置き場があるようですが、会社の近くに資材置き場が欲しかったのだと思います。

星 一 徳 議 長

資材置き場が足りないのですね。それでは質疑を終結し、採決を行いたいと思います。よろしいですか。

( 「はい。」との声あり )

それでは採決を行います。番号2番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、日程第8、議案第50号「非農地証明願について」を議題といたします。はじめに、番号1番について担当委員の報告を求めます。

( 青木渡農業委員挙手 )

はい、青木渡農業委員。

青 木 渡 農 業 委 員

私は、議案第50号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市小林地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。願出地は、小林地内の塩野室運動公園から南へ約1.1キロメートルの場所に位置します。小林橋南交差点から県道を東へ700メートル、右折して南に100メートルほど進んだ右手が願出地です。登記簿地目は畑で現況は宅地です。周囲の状況は東側が道路、西側と北側が宅地、南側が畑です。現地には願出人が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は昭和18年に居宅を建築して以来、住宅敷地及び進入路として利用され77年経っており現在に至っております。平成7年撮影の空中写真が添付されております。部会としても宅地として77年ほど経過しているため、証明することに問題は無いと思われるとの意見でしたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。部会の意見を含めて報告が終わりました。ほかの部会の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 「なし。」の声あり )

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何か

田井哲農業委員  
星一徳議長

ございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。非農地番号1番については、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、非農地番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星一徳議長

次に、番号2番について担当委員の報告を求めます。

( 八木澤清推進委員挙手 )

はい、八木澤清推進委員。

八木澤清推進委員

私は、議案第50号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市森友地内において山林として利用しています。申請人及び申請地等はそれぞれ申請のとおりです。申請地は森友地内、下森友交差点から南東へ約500メートルの場所に位置します。下森友交差点から市道を南へ250メートル、左折して東へ350メートル、さらに南へ150メートルほど進み、西へ100メートルほど入ったところが申請地です。登記簿地目は畑で現況は山林です。周囲の状況は、東側は道路と墓地、西側は畑、南側と北側は山林です。申請地は昭和50年から山林として一体的に利用され現在に至っております。現地には願出人と行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。昭和50年撮影の空中写真が添付されておりまして、このように山林として45年が経過しております。証明することに問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星一徳議長

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について青木部会長から報告願います。

( 青木渡農業委員挙手 )

はい、青木渡農業委員。

青木渡農業委員

ただいま説明があったとおり、45年以上山林として経過しており、空中写真も添付されていますので証明することに問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星一徳議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ほかの部会の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員  
星一徳議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。非農地番号2番については、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、非農地番号2番は、この原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星一徳議長

次に、番号3番について担当委員の報告を求めます。

( 八木澤清推進委員挙手 )

はい、八木澤清推進委員。

八木澤清推進委員

引き続き非農地証明の3番を担当いたしましたので説明いたします。本申請は、日光市森友地内において駐車場として利用している案件です。申請人及び申請地等はそれぞれ申請のとおりです。申請地は森友地内、下森友交差点を南東に約800メートル進んだ場所に位置します。登記簿地目は畑で現況は駐車

場です。昭和50年の空中写真が添付されております。現地には願出人、行政書士が立ち会い、杭打ちがされておりました。願出地は昭和39年頃から店舗の駐車場として利用しており56年が経過して現在に至っておりますので、証明することに問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について青木部会長から報告願います。

( 青木渡農業委員挙手 )

青 木 渡 農 業 委 員

はい、青木渡農業委員。

ただいま説明があったとおり、56年が経過しており、空中写真も添付されていますので証明することに問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで他の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

よろしいですか。

( 「はい。」との声あり )

田 井 哲 農 業 委 員

それでは考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

星 一 徳 議 長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。非農地番号3番については、原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、非農地番号3番は原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

( 柏木武推進委員挙手 )

柏 木 武 推 進 委 員

はい、柏木武推進委員。

私は、議案第50号非農地証明願の4番を担当いたしました。本申請は、日光市大桑町地内において資材置場として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。願出地は、大桑町地内の東武鬼怒川線大桑駅から北東へ約800メートルの場所に位置します。国道121号線、轟工業団地入口の交差点から県道を東へ150メートルほど進んだ左手が願出地です。登記簿地目は田です。現地には願出人と行政書士が立ち会いました。周囲の状況は、東側、西側、北側は田、南側は宅地です。願出地は平成6年の父の時代から隣接する工務店の資材置場として利用され現在に至っております。平成7年撮影の空中写真が添付されており、20年以上経過しておりますので証明することに問題は無いと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について青木部会長から報告願います。

( 青木渡農業委員挙手 )

はい、青木渡農業委員。

青 木 渡 農 業 委 員

委員が説明したとおり、部会としても20年以上が経過して空中写真が添付されておりますので証明することに何ら問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで他の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

よろしいですか。

星 一 徳 議 長 ( 「はい。」との声あり )  
それでは考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員  
星 一 徳 議 長 ございません。

星 一 徳 議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。非農地番号4番については、原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )  
挙手全員であります。よりまして、非農地番号4番は原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長 日程第9、議案第51号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 大島尚美副主幹挙手 )  
はい、大島尚美副主幹。

大 島 尚 美 副 主 幹 議案第51号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定についてご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は所有権移転及び利用権設定の案件がございます。まず所有権移転の案件になります。総会資料は11ページになります。今月の所有権移転の件数は1件で、面積合計は3筆で6,831平米です。譲渡人・譲受人の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は12ページから17ページになります。件数は16件、面積合計は20筆で47,078平米となります。内訳は全て新規で、日光市農業公社扱いの案件となっております。設定をする者(貸人)、設定を受ける者(借人)の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長 ありがとうございます。ただいま議案第51号についての報告及び説明が終わりました。この件について委員の皆様からご意見等がありましたらお受けいたします。

( 増淵勝農業委員挙手 )  
はい、増淵委員。

増 淵 勝 農 業 委 員 この申請人は何をしている方ですか。

大 島 尚 美 副 主 幹 ( 大島尚美副主幹挙手 )  
はい、この方は日光市小佐越にある花卉を扱う店の道路を挟んだ反対側のイチゴハウスをやっている方です。以前から農地を借りていたのですが、今回利用権設定にした経緯としては、新型コロナウイルスの影響で高収益作物の補助金を申請するにあたり受委託では難しいという事で、全ての農地の利用権を結びたいという事で申請があったものです。6番と7番に関しては完全な新規となりましてこれからハウスを建てることとなります。残りの所につきましては以前から借りていたという事で既存の受委託を利用権に直すという申請になっております。

増 淵 勝 農 業 委 員 はい、わかりました。

星 一 徳 議 長 農業の持続化給付金のようなもので、高収益作物のヒートポンプなどの設備を入れるにも底地に権利が発生していないと対象にならないという訳です。そのため、今回全て利用権を付ける事になったようです。

( 小池毅推進委員挙手 )  
はい、小池委員。

小池毅推進委員  
星一徳議長

土地の面積はみんな1反歩くらいですか。

ここは土地改良をやった区域で、小佐越は田が無くて畑ばかりでした。開拓して土地改良を行って、1件当たり1反歩くらいを割り当てたものなので、ほぼ同じ面積になっています。ほかにご意見等ございますか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第51号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」は、この原案のとおり農用地利用集積計画を「決定」することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第51号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」は、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

以上を持ちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これを持ちまして、令和2年8月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後 3 時 55 分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

4 番 委 員

5 番 委 員